

市川市コミュニティバス廣告掲出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の車体又は車内に廣告の掲出を希望するものからの申込みに基づき市が掲出する廣告（以下「廣告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(廣告の掲出を希望するものの募集方法)

第2条 广告の掲出を希望するものの募集は、广告の掲出料（以下「广告料」という。）、广告の掲出方法その他必要な事項を広報紙、本市のインターネットのホームページ等に掲載することにより行うものとする。

(广告の掲出の申込み)

第3条 广告の掲出を希望するものは、当該广告の掲出を始めようとする日の1月前までにこの要綱で定める事項について承諾する旨を記載した市川市コミュニティバス广告申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に当該广告の案を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申込みは、次に掲げるバス路線ごとに行うものとする。

- (1) 北東部ルート
- (2) 南部ルート

(广告の掲出の承諾等)

第4条 市長は、申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、广告の掲出の承諾（以下「承諾」という。）の可否を決定するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により申込書を提出したものが市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）であるときは、承諾をしないものとする。

3 市長は、前条第1項の广告の案が次の各号のいずれかに該当するときは、承諾をしないものとする。

- (1) 法令に違反するものであるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものであるとき。

- (3) 政治活動又は宗教活動に係るものであるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するものであるとき。
- (5) 本市の美観を害するおそれのあるものであるとき。
- (6) 発光、蛍光又は反射をする材料を使用するものであるときその他の交通の安全を妨げるおそれのあるものであるとき。
- (7) その他市長が広告として適切でないと認めるものであるとき。

4 市長は、第1項の規定による決定をするに当たり、前項各号のいずれかに該当するかどうかについて疑義が生じたときは、市川市コミュニティバス広告掲出審査会（第15条第1項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

5 市長は、第1項の規定により承諾の可否を決定したときは、市川市コミュニティバス広告掲出承諾可否決定通知書（様式第2号）により申込書を提出したものに対し、通知するものとする。

（車体広告の作成に係る協議等）

第5条 市長は、前条第5項の規定により車体における広告（以下「車体広告」という。）の掲出を承諾する旨の通知をしたときは、速やかに、当該通知を受けたもの（次項及び第17条において「車体広告主」という。）、コミュニティバスの所有者（第3項、第14条第2項及び第17条において「所有者」という。）及び車体広告を製作する業者と車体広告を掲出する位置、車体広告の大きさその他車体広告の掲出に当たり必要な事項について協議を行うものとする。

2 車体広告主は、前項の協議が調ったときは、速やかに、車体広告の原稿を市長に提出し、市長の確認を受けるものとする。

3 第1項の車体広告を製作する業者は、所有者が指定するものとする。

（車体広告の掲出方法等）

第6条 車体広告の掲出は、車体広告の内容が印刷されたシートをコミュニティバスに貼り付ける方法により行うものとする。

2 車体広告は、日を単位として掲出するものとする。

3 車体広告の掲出期間の終期は、車体広告の掲出を開始した日の属する年度

の末日を超えることはできない。

(車体広告の広告料の額等)

第7条 車体広告の広告料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 車体広告の面積が1平方メートル未満である場合 当該面積に1日当たり660円を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

(2) 車体広告の面積が1平方メートル以上である場合 次に掲げる額の合計額

ア 1平方メートルにつき1日当たり660円を乗じて得た額

イ 当該面積に1平方メートルに満たない端数がある場合にあっては、当該端数の面積に1日当たり660円を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

2 前項の車体広告の面積は、車体広告の縦の最大の長さに横の最大の長さ（これらの長さに10センチメートル未満の端数があるときは、これを切り上げた長さ）を乗じて得た面積とする。この場合において、当該面積に窓、出入口その他のコミュニティバスの安全な運行上車体広告を掲出することができない部分があるときは、当該面積から当該部分の縦の最大の長さに横の最大の長さ（これらの長さに10センチメートル未満の端数があるときは、これを切り上げた長さ）を乗じて得た面積を控除して得た面積とする。

(車内広告の掲出方法等)

第8条 車内における広告（以下「車内広告」という。）の掲出は、B3横版（縦364ミリメートル×横516ミリメートル）以下とし、掲出枚数は一の車内広告を掲出することができる枠（以下「車内広告掲出枠」という。）内に1枚までとする。

2 車内広告の掲出位置は、車内広告掲出枠内とし、掲出位置については、市長が決定するものとする。

3 車内広告は、原則として月の初日から末日までの期間を単位として掲出するものとする。

4 車内広告の掲出期間の終期は、車内広告の掲出を開始した日の属する年度

の末日を超えることはできない。

(車内広告の広告料の額)

第9条 車内広告の広告料は、一の車内広告掲出枠1月につき2千円とし、1月未満の場合にあっては、その日数を1月に切り上げるものとする。

(広告料の納入等)

第10条 第4条第5項の規定により広告の掲出を承諾する旨の通知を受けたもの（以下「広告主」という。）は、広告を掲出する日の前日までに、広告料を納入するものとする。

2 既納の広告料は、返還しない。ただし、第12条の協議を行ったことにより広告主が広告の掲出を中止したときその他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(広告の掲出の中止の申出)

第11条 広告主は、広告の掲出を中止しようとするときは、市川市コミュニティバス広告掲出中止申出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(広告の移動等に係る協議)

第12条 市長は、効率的に広告を掲出するため、既に掲出されている広告を移動させ、又は当該広告の掲出を中止させる必要があると認めるときは、当該広告の広告主に対し、協議を求めるものとする。

(広告の内容の変更又は掲出の中止)

第13条 市長は、社会情勢の変化等により広告の内容が広告として適切でないと認めるときは、市川市コミュニティバス広告（内容変更・掲出中止）要求書（様式第4号）により広告主に対し、当該広告の内容の変更又は掲出の中止を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により広告の内容の変更を求めるときは、市川市コミュニティバス広告（内容変更・掲出中止）要求書を送付する日からおおむね2週間以内の日を当該変更の期限として指定するものとする。

(承諾の取消し)

第14条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承諾を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により承諾を受けたとき。

(2) 暴力団等であるとき。

(3) その他市長が広告主として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承諾を取り消したときは、速やかに、当該取消しの内容を広告主に通知するものとする。この場合において、車内広告に係る承諾を取り消したときは、所有者にその旨を併せて通知するものとする。

(市川市コミュニティバス広告掲出審査会)

第15条 広告の適正な取扱いを確保するため、市川市コミュニティバス広告掲出審査会を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 第4条第4項に規定する同条第3項各号のいずれかに該当するかどうかに關すること。

(2) 第13条第1項の規定により広告の内容の変更及び掲出の中止を求めることが並びに前条第1項の規定により承諾を取り消すことの適否に關すること。

(3) その他審査会の委員長が必要があると認める事項に關すること。

3 審査会は、交通計画課の事務を所管する道路交通部次長、企画課長、広報広聴課長、財政課長、商工振興課長及び交通計画課長をもって組織する。

4 審査会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は交通計画課の事務を所管する道路交通部次長を、副委員長は交通計画課長をもって充てる。

5 審査会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

6 審査会の事務は、道路交通部交通計画課において処理する。

(広告の維持管理)

第16条 広告の維持管理は、広告主が行うものとする。

(広告の撤去等)

第17条 車体広告主は、車体広告の掲出期間が終了したとき又は第14条第1項の規定により承諾が取り消されたときは、速やかに、車体広告を撤去し、その旨の確認をすることができる写真を市長に提出するものとする。

2 所有者は、車内広告の掲出期間が終了したとき又は第14条第2項後段の規定による通知を受けたときは、速やかに、車内広告を撤去するものとする。

3 市長は、前2項の規定による広告の撤去をしない車体広告主又は所有者に

対し、期日を定めて撤去すべき旨を催告するものとする。この場合において、当該催告にもかかわらず、当該期日までに広告が撤去されないときは、市長は、広告を撤去するものとする。

- 4 前項後段の規定により撤去した広告は、返還しないものとし、市長が処分するものとする。

(広告主の費用負担)

第18条 広告の作成、維持管理及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(原状回復)

第19条 広告主は、広告の掲出、維持管理又は撤去によりコミュニティバスの車体の塗装の剥離、車体の破損等を生じさせたときは、原状に回復するものとする。

(適用除外)

第20条 この要綱は、公益上の必要があるため掲出させる国、他の地方公共団体その他公共団体に係る広告については、適用しない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市コミュニティバス広告掲載取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる市川市コミュニティバスに係る広告の掲載の申込みについて適用し、同日前に行われた当該申込みについては、なお従前の例

による。

- 3 この要綱による改正前の様式により調製した用紙は、この要綱の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年11月20日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の市川市コミュニティバス広告掲出取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の第3条第1項の規定により申込書を提出するものについて適用し、同日前に改正前の同項の規定により申込書を提出したものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月3日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。